

令和7年度

# 保険料の改定について

令和7年4月1日から国民健康保険料は次のようになります。

## ▼ 保険料月額 〈毎月月末納付期限〉 ▼

組合規約第19条に基づく

### 医療保険料 (基礎賦課額) + 後期高齢者支援金保険料 (後期高齢者支援金賦課額)

<0歳~74歳の方> ※後期高齢者を除く	現行 令和7年3月31日まで	内 訳	
		医療保険料	後期高齢者支援金保険料
税理士である組合員	39,000 円	33,500 円	5,500 円
勤務税理士である組合員	31,000 円	25,500 円	5,500 円
従業員である組合員	22,900 円	17,400 円	5,500 円
家 族 一人当たり	13,900 円	8,400 円	5,500 円

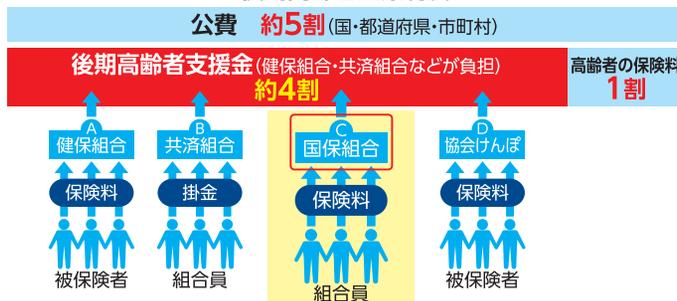


<0歳~74歳の方> ※後期高齢者を除く	改定後 令和7年4月1日より	内 訳	
		医療保険料	後期高齢者支援金保険料
税理士である組合員	40,000 円	34,300 円	5,700 円
勤務税理士である組合員	31,800 円	26,100 円	5,700 円
従業員である組合員	23,500 円	17,800 円	5,700 円
家 族 一人当たり	14,300 円	8,600 円	5,700 円

※【後期高齢者支援金保険料】は、国から明示された「後期高齢者支援金」の拠出金の額に応じて、当組合の被保険者人数で按分して保険料の額を決めております。後期高齢者(75歳以上の方)が増える等の要因により、「後期高齢者支援金」の拠出額が増加した場合や、当組合の被保険者数が減少した場合に、【後期高齢者支援金保険料】が増えることとなっております。

#### ●後期高齢者医療制度の負担の仕組み

##### 後期高齢者医療制度



### 介護保険料 (介護納付金賦課額)

<40歳~64歳の方> (第2号被保険者) 一人当たり	現行 令和7年3月31日まで	改定後 令和7年4月1日より
		6,000 円

※【介護保険料】は、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険に加入している被保険者)が納めることとなっております。当組合の【介護保険料】は、国から明示された当組合の「介護納付金」の納付額に応じて、当組合の介護保険第2号被保険者の人数で按分して保険料の額を決めております。「介護納付金」の納付額が増加した場合や当組合の介護保険第2号被保険者の人数が減少した場合に【介護保険料】が増えることとなっております。

☆上述のとおり、【後期高齢者支援金保険料】は、「後期高齢者支援金」の支払いに充てられ、【介護保険料】は、「介護納付金」の支払いに充てられるため、「療養給付費(医療費)」や「保健事業費」等の組合の支出については、【医療保険料】で賄うこととなっております。

### 後期高齢者組合員保険料 (後期高齢者賦課額)

後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上の方、または65歳~74歳で各府県の広域連合から一定の障害認定を受けた方)で、当組合の「後期高齢者組合員」として登録した方の保険料です。

※組合員が後期高齢者に該当して被保険者資格がなくなっても、組合員資格を残せば75歳未満の家族や従業員は従来どおり被保険者資格を継続できます。

<後期高齢者組合員の方>	(据え置き)
税理士である組合員	2,000 円
勤務税理士である組合員	2,000 円
従業員である組合員	2,000 円

令和7年度

# 予算決定

去る令和7年2月13日に開催された第143回組合会において令和6年度決算見込みの報告及び令和7年度予算等を承認・可決しました



令和7年度の保険料については、国庫補助金の削減等による財源不足を補うため、「医療保険料」を引き上げることとなりました。

〔後期高齢者支援金保険料〕、「介護保険料」についても引き上げることとなりました。（各保険料の詳細は次頁をご参照ください）

当組合は、医療費等にかかる国からの定率補助が、令和2年度までに従前の32%から段階的に削減され、令和2年度には14%となり、約10億円もの大幅な収入減となりました。さらに、令和6年度には、令和4年度に行われた所得調査の結果が反映され、定率14%から13%に削減されました。令和7年度は引き続き13%となるうえ、定率補助削減による激変緩和措置としての補助金が交付されなくなる等、国庫補助金の収入がさらに減少し、組合運営のための財源不足を補うため、**令和7年度につきましては「医療保険料」を引き上げることといたしました。**

また、被保険者全員が支払う「後期高齢者支援金保険料」及び40歳から64歳までの被保険者が支払う「介護保険料」については、負担額を一人当たりによりに按分し算出した結果、それぞれ改定することとなりました。

令和7年度の予算額は、**総額 104億1千69万1千円**

前年度の補正予算と比較して、**1.43%減、1億5千51万8千円の減少**となっています。

当組合の被保険者数は減少傾向が続いており、令和6年度の平均被保険者数は2万2千61人となる見込みです。今後も減少が予想されるため、令和7年度予算では、前年度対比で、803人マイナスの2万1千258人としました。

歳出面では、保険給付費の予算額は被保険者数の減少が影響し、前年度より約4千500万円の減少となっておりますが、一人当たりの医療費は高額薬剤の保険適用等による増加を考慮し、対前年度比4.29%増を見込んでおります。また、社会保険診療報酬支払基金へ支払う「後期高齢者支援金等」の予算額は、15億6千201万円となり、国からの補助金や被保険者数を勘案した結果、一人当たり負担額は200円の増となりました。さらに、「介護納付金」の予算額は8億811万円となり、国からの補助金や40歳から64歳の第2号被保険者の人数を勘案した結果、一人当たり負担額は100円の増となりました。

歳入面では、令和6年度に令和4年に実施された組合加入者の所得調査の結果が反映され、医療費等にかかる定率の補助率が、14%から国保組合のなかでも最も低い13%に削減されました。令和7年度につきましても、国からの定率補

助が引き続き13%となるうえ、定率補助削減による激変緩和措置としての補助金も交付されなくなる等、国庫支出金の予算額は、前年度予算額より6千161万円減の8億9千127万6千円となりました。

前述のとおり、国庫補助金の収入減によって、組合運営のための財源確保を保険料収入に頼らざるを得ない厳しい財政状況が続いており、令和6年度は単年度収支が約9千万円の赤字になる見込みであること等から、**令和7年度は「医療保険料」を引き上げることといたしました。**令和8年度から新たに「子ども・子育て支援金」の拠出が始まり、組合員の皆様にご負担いただく見込みです。医療費等の歳出削減に取り組み、財政の健全化を図っていく方針でございます。

また、国に拠出するために徴収している「後期高齢者支援金保険料」と「介護保険料」については被保険者数に按分したうえで、改定することといたしました。なお、「後期高齢者組合員保険料」につきましては、現行の月額2千円のまま据え置くことにいたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 令和7年度 予算額内訳

(単位：千円)

